古川町商工会 News　R8-No,10　2026.11.1

FURUKAWA Town Society of Commerce and Industry Information

この通信により、会員の皆さまに役立つ情報をスピーディーにお届けしてまいります。
また皆さまからの情報提供もお待ちしています。

今年の年末調整、戻ってくるお金が増えるかも！

今年（令和８年分）は、所得税のルールが大きく変わる年です。ひとことで言うと、変わるのは次の２つです。

① 税金が少し安くなる
② パートの家族が、もう少し長く働ける

■ 働いている人（自分）にとって

給料の年収が**178 万円まで**なら、所得税がかからなくなりました。それより年収が多い人も、所得税が少し軽くなります。

払いすぎた分は年末調整で精算されるので、**12 月か１月の給料で戻ってくるお金が、例年より多くなる人が多い**見込みです。

■ パートで働く家族がいる人にとって

家族を扶養に入れられる条件が、給料だけなら**年収 136 万円以下**に広がりました。奥さん・お子さん・親などがこの範囲なら、世帯主は扶養控除などを受けられ、税金が安くなります。

岐阜県の最低賃金（1,121 円）で計算すると、**月 100 時間・週 23 時間くらいまで**なら、税金の扶養からは外れません。

比べてみると	これまで	今年
所得税がかからない年収	160 万円まで	**178 万円まで**
家族を扶養に入れられる年収（給料だけの場合）	123 万円以下	**136 万円以下**

■ ここに注意！税金と社会保険は別

変わったのは**所得税の話だけ**です。次の２つは別のルールのままです。

・社会保険の扶養（年収 130 万円などが目安）
・会社の家族手当（会社ごとの基準）

「136 万円まで大丈夫」と思って働いても、社会保険の基準で先に引っかかることがあります。

事業主のみなさまへ

従業員さんから「もっと働いても大丈夫？」と聞かれたら、「税金と社会保険は別」とお伝えください。年末調整で分からないことは、古川町商工会へお気軽にご相談ください。

出典：国税庁「令和８年分 年末調整のしかた」（主な改正点）
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/102.pdf

事業主のみなさまへ

労働保険の手続きはお済みですか

11 月は国の**「労働保険適用促進強化期間」**です。



パート・アルバイトでも、労働者を一人でも雇っている事業主は、必ず労働保険の成立手続きが必要です。（農林水産業の一部を除く）

■ 労働保険 ＝ 労災保険 ＋ 雇用保険

【労災保険】仕事中・通勤中のケガや病気、死亡などに備える保険です。
→ パート・アルバイトを含む**すべての労働者が対象**

【雇用保険】失業したときや、働き続けるのが難しくなったときなどに備える保険です。
→ **週 20 時間以上**働き、**31 日以上**雇う見込みの人が対象

まだ手続きをしていない事業主の方は、すぐに成立手続きをお願いします。

【お問い合わせ】労働保険事務組合　古川町商工会　（0577-73-2624）

職員のひとりごと

先日、リトルワールドへ行ってきました。連休中で園内は混雑していましたが、天気もよく楽しく周ることができました。新エリアには射的や弓矢があり、ついつい夢中になってしまいました。９月から各国の麺フェアが開催されていたので、みんなでシェアしながら、いろいろな国の麺を楽しみました。ドイツではビールを飲むために、帰りの運転手を誰が務めるか、じゃんけん大会で盛り上がりました。久しぶりのリトルワールド、満喫でき楽しい一日になりました（YA）

-古川町商工会-
〒509-4221　飛騨市古川町若宮 2-1-66
TEL（0577）73-2624　/　FAX（0577）73-6123
URL　https://www.gifushoko.or.jp/furukawa/
古川町商工会 HP がご覧いただけます